

『大阪朝日新聞』・『大阪毎日新聞』にみる

明治四四年市制改正(一)

田 口 昌 樹

- 一 はじめに
- 二 明治地方自治制度と大都市
- 三 『大阪朝日新聞』・『大阪毎日新聞』の市制改正意見(以上本号)
- 四 『大阪朝日新聞』・『大阪毎日新聞』の市制改正意見の検討
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

最近盛んになってきた日本近代都市史研究を前提として、従来町村制の分析が中心であった日本近代法制史研究者による明治地方自治制度史研究^①においても、都市制度（市制）を対象とした研究がはじめられている。町村制・郡制を中心に明治地方自治制度の運用の実態および展開過程に関する研究をこれまで進めてこられた山中永之佑氏による都市制度（市制）を対象とした研究がそれであり、主要なものは、『近代市制と都市名望家——大阪市を事例とする考察——』（大阪大学出版会、一九九五年）にまとめられている。この著作のなかでは、大阪市を事例として、市制特例の施行・廃止、明治四四年市制改正および大正一〇・大正一五・昭和四年市制改正が取り上げられて、それぞれに制度史的分析が加えられている。

とりわけ、明治四四年市制改正は、近年すすめられている近代大阪の政治・行政構造の研究^②においても問題とされてきたように、都市行政の展開との関連においても重要な改正であった。そのことは、日露戦後の大阪市政改革運動^③において、市制改正が運動の目的の一つとなり、市制改正が政府案として帝国議會に提出され審議されている時期に市制改正の請願^④がなされたことにもあらわれている。市政の混乱に対する批判として、実業家や進歩的知識人を中心的担い手として展開された大阪市政改革運動が提出した市制改正請願は、市参事会の権限変更すなわち市長独任制への転換という市執行機関の変更という点で、政府の市制改正案とその内容が一致するものであった。

ところで、政府の市制改正案が帝国議會に提出され、帝国議會における審議が進行するかなで、この大阪市政改革運動の一翼を担っていたと考えられる『大阪朝日新聞』や『大阪毎日新聞』は、それら独自の市制改正論や市制改正批判を論説として掲載していた。

本稿は、これらの論説のなから制度的に（市制史上）重要とおもわれるものを取りあげ紹介するとともに、それらの制度史的な意義について考えてみようとするものである。なお、ここで紹介する『大阪朝日新聞』の二つの論説については、すでに山中氏によって政府案や「大阪市民会」に市制改正案との違いという点から検討が加えられているものでもあり、あらためてとりあげる必要がないことは承知の上であるが、都市行政の実態と市参事会制という合議制執行機関の機能との関連をみる上で興味深いものであり、また、『大阪毎日新聞』の市制改正論との比較という点から検討してみたい。まず最初に、考察の前提として、大都市からみた明治四四年改正までの市制の特徴を簡単にみておくこととしたい。

〔注〕

- (1) 日本近代都市史に関する研究の学説整理として、原田敬一「都市問題論から近代社会論へ——都市史研究の成果と課題——」『歴史評論』第四七一号、一九八九年、成田龍一「近代日本都市史研究のセカンド・ステージ」『歴史評論』第五〇〇号、一九九一年、芝村篤樹「日本近代都市史——近代大阪研究の意義と課題——」『ヒストリア』第一五〇号、一九九六年）が参考になる。

- (2) 山中永之佑「日本近代国家の形成と村規約」（木鐸社、一九七五年）、同『近代日本の地方制度と名望家』（弘文堂、一九九〇年）、同『日本近代国家と地方統括——政策と法——』（敬文堂、一九九四年）、石川一三夫『近代日本の名望家と自治——名譽職制度の法社会史的研究——』（木鐸社、一九八七年）など。

明治地方自治制度史研究が農村中心であったことは、戦後の日本近代都市史研究が遅れていたことも関係がある。都市史研究の遅れについて、芝村篤樹氏は次のように述べられる。「このように都市史研究が比較的遅く始まったのは、戦後歴史学がマルクス主義史観、とくに日本近代国家の特質を農村での地主・小作関係に見る講座派マルクス主義の影響を受けたことが大きかったと思われる。すなわち、労働問題など都市の事象・問題を研究対象とした場合も、社会構成体の一分野として全国史の観点から扱い、そのような事象・問題を生起させる都市という場の説明はほとんど課題に上らず、地域史を課

題とした場合も、主に農村が分析対象になったのである。」(芝村篤樹・前掲「日本近代都市史」八六頁)。

- (3) 代表的なものとして、芝村篤樹『関一——都市思想のバイオニア——』(松籟社、一九八九年)、原田敬一「都市支配の構造——地域秩序の担い手たち——」(『歴史評論』第三九三号、一九八三年)、同「都市支配の再編成——日露戦後大阪市政改革運動をめぐって——」(『ヒストリア』第一〇一号、一九八三年)をあげておく。なお、芝村・前掲『関一』一六——一八頁参照。

- (4) 原田敬一・前掲「都市支配の再編成」参照。

- (5) 原田敬一・前掲「都市支配の再編成」、山中永之佑『近代市制と都市名望家——大阪市を事例とする考察——』(大阪大学出版会、一九九五年)参照。

- (6) 山中永之佑・前掲『近代市制と都市名望家』二八——一三〇八頁、新修大阪市史編纂委員会編『新修大阪市史 第六巻』(大阪市、一九九四年)七八——七九頁(山中永之佑執筆)。

山中氏は、『大阪朝日新聞』の市制改正案は、政府の市制改正案とも大阪市政改革運動の中心的組織である「大阪市民会」の市制改正案とも、その市長権限の拡大・強化が公民資格の拡大や等級選挙制の廃止を前提としているという点で異なっていたとされる。

二 明治地方自治制度と大都市

(1) 明治二年市制の公布と市制特例

明治二年四月一七日、法律第一号として町村制とともに公布された市制は、翌三年のうちに、三九市に施行された。市制においては、市会議員の選出方法に関して町村制では二級選挙制であったのに対して三級選挙制が採用されたが、この方法によって選出された議員から成る市会を基盤として成立する市参事会が合議制執行機関として設置された。

市参事会は、市長・助役および名誉職市参事会員から構成された（市制第四九条）。市長は、有給吏員であり任期は六年とされ、市会が推薦する三名の候補者から内務大臣が上奏裁可を経て選任するものとされ、助役および名誉職参事会員は、市会が選挙するものとされた。

三級選挙制や市参事会制によって、市制は、都市労働者や小規模の商工業者が市政に参加しにくい制度であったといえる。このような名望家的性格に加えて、市長の選任方法にみられるように、市制は、町村制と比べてより官治性の強い制度であったといえよう。

とりわけ、東京・京都・大阪の三市には市制特例（明治三二年三月三日、法律第一二号「市制中、東京市・京都市・大阪市ニ特例ヲ設クル件」）の公布により、府知事が市長の、書記官が助役の職務を行なうといった内容の特例が設けられることとなった。^①官僚たる府知事が市長を兼任して市政を掌握することによって大都市の自治は極めて制限されることとなったのである。^②三市に一般市制が施行されるようになるのは、市制特例が廃止される明治三十一年一〇月一日からのことである。山中氏の研究に^③明らかに、このような市制特例に対する大都市側からの激しい批判とその撤廃運動がおこったことが特例廃止の背景にあった。工業化・都市化の進展に基づく都市の経済力の増大が都市自治の要求の基礎にあったといえよう。都市の自治の拡大を求める市制特例撤廃運動は、国・府県の監督の緩和を内容とする「特別市制」の制定の要求へと発展していった。これが、以後展開されていく特別市制運動である。

一方、都市化を背景とする都市行政の要求と進展は、行政執行機関の組織についても、一定の修正を要求することとなった。市の行政需要の増大とその速やかな執行の必要性が、市参事会という合議制執行機関を不合理なものとしていた。

このような大都市行政の状況と日露戦後の政治状況のなかで、市制改正が行われるのである。

(2)明治四四年市制改正

大都市において市政が本格的に機能し始めてからおよそ一〇年後には市制改正が論議されるようになった。明治三九年の第二三帝國議會および明治四〇年の第二三帝國議會に市制全文改正法案が提出され、明治四四年、第二七帝國議會では可決され、明治二一年に公布された市制は全文改正されることとなった。³⁾

ところで、市制改正が実現する前の日露戦後の明治四〇年代、大阪市においては、市電路線決定をめぐる市政の混乱をきっかけとして市政に対する市民の批判が、資本家や弁護士・新聞記者などの知識人を中心的担い手とした市政改革運動へと発展した。これが、原田敬一氏が明らかにされた「大阪市政改革運動」である。⁵⁾市政改革運動の過程で、制度（市制）の欠陥が問題とされ、市制を研究しその改正を政府や議會に要求することが、市政改革運動の重要な目的の一つとなった。そして、市政改革運動は、第二六・二七帝國議會に市制改正請願書を提出した。市政の改革を市制の改正に求めたのである。

この市制改正請願は、市會議員選挙法の改正と執行機関の変更すなわち市長独任制への転換を内容としていたという点で、政府の市制改正案と一致していた。この時期に、市政改革運動の一翼を担っていたとかがえられる『大阪朝日新聞』や『大阪毎日新聞』は、政府の市制改正法案や帝國議會における市制改正法案審議の過程をつたえらるるとともに、以下紹介するように、それぞれ政府案に対する批判および独自の市制改正意見を展開していった。

次に、市執行機関の特徴と明治四四年市制改正によるその変更について簡単にみてみたい。

明治二一年市制は、町村制と異なり、合議制執行機関である市参事会制を採用していた。市参事会は、市長・助役および名誉職参事会員から構成され、その市の行政事務（固有事務）を担当した（市制第四九・五〇・六四条）。市長は、固有事務に関しては、市参事会の議長となり、その「議事ヲ準備シ其議決ヲ執行シ」、「市制一切ノ事務ヲ指揮

監督」する（市制第六五条）ものとされた。一方、国・府県の委任事務に関しては、市長は、市参事会の参与を受けずに執行するものとされた（市制第七四条）。機関委任事務方式が採用されることにより、「市制町村制理由」がいうように、⁶⁾市長は単独で委任事務を執行する行政機関とされた。

すなわち、明治二一年市制のもとでは、市の固有事務と国・府県の委任事務との区別を前提として執行機関を区別したと考えられるのであり、市長の地位は固有事務執行機関であると同時に委任事務執行機関であるという二つの性格を含むものであった。

以上のような執行機関は、明治四四年市制改正によって変更された。この改正では、等級選挙制については三級制のままであって修正されなかったが、市会議員の任期を六年から四年に変更し、三年ごとの半数改選であったのを全数改選にあらためるなどの議決機関の変更と同時になされたのである。

執行機関であった市参事会や市長の職務権限は次のように改められた。

市参事会の職務権限は、①市会の権限に属する事件で市会が委任したものを議決すること、②市長が市会に提出する議案について市長に対して意見を述べること、③その他法令により市参事会の権限に属すること（明治四四年市制第六七条）とされ、市参事会は、議決・諮問機関とされた。一方、市長は、市を「統轄」、「代表」し、市会や市参事会が議決すべき事件について、その議案を発し、その議決を執行する職務権限をもつ機関とされたのである。また、委任事務に関しては、「市長ノ他市吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ国府県其ノ他公共団体ノ事務ヲ掌ル」（明治四四年市制第九三条）とされ、その規定が整備された。

〔注〕

- (1) 市制特例とその撤廃運動および特例廃止については、山中永之佑・前掲『近代市制と都市名望家』一二頁以下参照。
- (2) 大島美津子「地方行政史における都市と農村」(『都市問題』第七二巻第一号、一九八一年)九頁参照。
この論文は、都市と農村の制度的区別が国家政策の差異によるものであることを示したもので、参考になる。大島氏は、「地方自治の観点から都市と農村をくらべると、農村については『農村自治』の確立が常に政府によって叫ばれたのに比べて、都市については自治への言及よりも国家規制の確保が政府の関心となっているのに気づく(同三頁)」と述べておられる。
- (3) 山中永之佑・前掲『近代市制と都市名望家』一二頁以下。
- (4) 明治四四年市制改正については、山中永之佑・前掲『近代市制と都市名望家』二二八頁以下、山田公平「明治末年の天皇制国家における国家統合と地方自治——その国際比較的特質——」(『法政論集』第一一〇号、一九八六年、同『近代日本の国民国家と地方自治——比較史研究——』名古屋大学出版会、一九九一年)、飯塚一幸「日清・日露戦間期の地方制度改革構想——市制町村制改正案の形成過程を中心に——」(山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』吉川弘文館、一九九六年)、同書評「山中永之佑著『近代市制と都市名望家——大阪市を事例とする考察——』」(『日本史研究』第四二二号、一九九六年)参照。なお、筆者のものとして、拙稿「明治四四年市制改正に関する一考察——市制改正と市政改革——」(『中京大学大学院生法学研究論集』第一五号、一九九五年)がある。
- (5) 大阪市政改革運動と市制改正請願については、原田敬一・前掲「都市支配の再編成」、前掲『新修大阪市史 第六巻』七〇頁以下参照。
- (6) 「市制町村制理由」は、「市長ハ市ノ固有ノ事務ヲ処理スルト委任ノ事務ヲ処理スルト各別段ノ地位ヲ占ムルモノトス」と説明している。
なお、拙稿「明治二二年市制における執行機関」(『中京大学大学院生法学研究論集』第一六号、一九九六年)六八頁参照。

三 『大阪朝日新聞』・『大阪毎日新聞』の市制改正意見

ここでは、明治四四年、第二七帝國議會における市制改正案の審議が進行している時期に掲載された、『大阪朝日新聞』・『大阪毎日新聞』の市制改正に関する論説のなかで、制度的に興味深い意見をのべていると考えられるものをとりあげて、長文ではあるが全文を紹介してみたい。

(1) 「市制改正の要点」(『大阪朝日新聞』明治四三年二月二六日)

市制改正の要点

市制改正に就ては政府に於て既に成案あり、幾度か帝國議會に提出されたりと雖も未だ可決に至らず、今期議會に又復提案さるゝやに傳へらるゝも、吾人は其の余りに官権扶植の臭味を帯ぶるを厭ふものなり。遮莫現行市制は多数の欠点を有し、其改正の必要あるは勿論、大阪市会の現状に鑒みるも市政振興の第一策は少くとも市會制度を改正し、今日の如く市會專制の弊無からしめざるべからず。此事に関しては大阪市政の紊亂今日の如く甚だしからざりし時に於て、吾人は廣次意見を公表したり。今重ねて茲に之を論ぜんに、現行法は市公民の資格として二年以來市の住民となり其市の負担を分任し云々と為せるも、二年の制限は交通發達し經濟上の變転迅速なる現勢に照して稍長きに過ぐるの感あり。苟くも市内に生活の本拠を有して幾分の負担を為す者には悉く公民權を加へしとすべし、彼の納稅額が市公民中最も多く納稅する者三名中の一人よりも多き時に限り、年限の制限等を加へざるは、自治を以て財産家の政治視するものなり、納稅額制限の如きは、自治の本義に悖戾するものなり。殊に市

會議員選舉人を納税額の多寡に従ひて三級に區別し、少数なる上流社會をして總員の三分の一を專有せしめ、多数なる下流社會と同数ならしむるが如きは、民權を蹂躪する嫌あり。然れば三級制を排して全公民の普通選舉となし、以て全市民の代表者を市會に送らんことを望む。又選舉區を設くるが如きも不可なり、選舉區小なれば情弊行はれ易く、選舉後も亦請託多し。今日大阪市西南兩區が如何はしき議員を選出し、議場に跋扈するも、小選舉區制なるに由る。現行市制には凡そ議員たる者は選舉人の指示若くは委嘱を受くべからずと規定しあるも、之に対する制裁方法の規定なきは不備の極なり。現に委嘱若くは指示を受け、漫りに電路變更を企つる議員あり、是等に對しては議員の動議を以て直に解職処分を求めしむる等の手段を講ずるも、不可ならじ。次に市長及び名誉職市參事會員の選舉も複選を廢して公選とするの必要あり、今日の如くんば市參事會は勢ひ市會の掣肘を蒙らざるを得ず。見よ、大阪市參事會は常に市會の頗使に隨ひ、果は常設委員會の成立となり、市參事會主要の權限は擧げて市會に奪取されたるに非ずや。今次の市參事會員補欠選舉に見ても再選の諸員は皆市會に媚びるの人々のみなるにあらずや。立法行政兩權の對立は旧思想なりと言はゞ云へ、欧米に於ける議院政治の弊竇に照し、吾人は斷じて市會に執行機關作成の權限を供するを欲せず。既に市長を公選する以上、助役も之を市長の選任に一任するを當然とす。市長にして公選せらるゝとせば、これ市民の輿望に副へるもの、其權限を廣張し名誉職市參事會員を以て單純なる諮問機關となし、之が監視を市會に一任するの制を採らざるべからず、今の市長の權限は余りに狭小に失す。更に良市長を迎ふるの條件としては、右の外市會解散權と市吏員懲戒權とを与へて行政の敏活を期し、無用なる市會の反抗を抑制するの途を開かしめざるべからず、即ち解散は市會要求の当否を更に輿論に問ふものなり。今日の如く市會全能にては、決して良市長を得難し、吾人は以上論述の範圍に於て現行市制の改正を望む。

(2) 「市制改正案」〔『大阪朝日新聞』明治四四年三月八日〕

市制改正案

市制改正法案の各条に就ては、本紙既に現行法と比較し、批評を試みたる通りなり。而して此の案が議會を通過すべきや否や。会期既に二週間に迫れる今日、縦し衆議院を通過するも、貴族院に於て握潰しとなるべきか。否衆議院さへ通過すれば、貴族院は政府の意向次第にて片づくべきか、是れ吾人の知る所にあらず。衆議院に於ける同案委員会の模様を観るに、条章の多き丈、修正意見も多数にして容易に纏まり兼ねる如きも、骨子さへ確定せば、他は文句の修正に過ぎず。今日の分にては衆議院を通過するに至るべし。然らば本紙も聊か意見を述べべき場合に遭遇す。さて本改正案の骨子は、市参事会を諮問機関とすること、市長任期を四年にすること、選挙法を単記無記名にすること、市會議員数の制限を拡張したること、公民権資格を拡張したること、許可認可権を内務大臣より地方長官の手に移したること等にあり。此根本の骨子さへ可否を決すれば、他は刃を迎へずして解決すべし。先ず第一の市参事会を諮問機関とすること、大いに議論のある所なり。現行の執行機関は市長の職務を行ふに繁辱にして不便多く、且市参事会が執行機関たるが故に弊害多しといふにあり。此可否を決する前に、先づ自治制の可否を問はざるべからず。市制は自治を主として設けられたるもの、自治を主とする以上は、専政的市長一人の権力を振はしむるより、市長も市参事会の一人として、市参事会其のものが協議的執行機関たらしむるも可なり。勿論實際上不便もあるべし。然れども自治なるものは官僚政治に対して起りたるもの、故に専ら協議的にして、一人の専断専行を許さざるが当然なり。然るに未だ自治的精神及び能力の発達せざる市民に、此の自治なる利器を与ふ。故に利器を利用して其の弊に堪へざるは、日本今日の現状なり。然れども是れ人の罪なり、

法の罪にあらず。今日以後大いに自治の精神を發揮し、自治の能力を養はしめんと欲せば、何も必ずしも法を改め、自治の精神を滅却せしむるに及ばず。府県会に於て参事会を諮問機関とするは、府県知事といふ官選の専政者あるが爲なり。市長は市民の選挙するもの、市参事会も市民の選挙するもの、故に同じ自治的精神を以て協議的執行機関たらしむるも可なり。唯茲に實際上、繁辱にして市長の自由手腕を發揮するには不便なるものあらば、市参事会自身が市長の自由行使権を拡張せしめて可なり。其は市長の人格次第にて、強ち一定に極める能はず。そこらが則ち自治の妙用にて、何も法を以て拘束するに及ばず。故に自治の精神さへ發達せば、現行の執行機関制を以て優れりとなす。自治其のものを不可とせざる以上、之を改正する必要なきなり。次に市長の任期を四年としたること、是れ議員の任期を四年としたるを以て權衡を取りたるものなるべし。吾人は市長の任期を六年にても短しと思ふ。或は人其の人を得ば終身市長たらしめて可なりと思へど、自治制の根本義に於て議員も任期ある以上は、市長にも任期を置て可なり。而して議員を四年としたるは六年よりも可なりと思ふ。此の点よりして市長の任期を遺憾ながら四年制に賛成す。而して好適の市長たらば更に重任せしめて可なり。選挙法の單記無記名、議員数及び公民權資格の拡張与に賛成なり。唯許可認可權を内務大臣より地方長官の手に移したるは、自身の階級に依り大に利害を異にす。例へば東京大阪の如き大都市にありては、府知事よりも市長の方大人物たらざるを得ず。其が地方属僚の許可認可を受くるに於ては頗る苦痛なり。然れども全国多数の小都市に於ては、地方長官を擱きて一々内務大臣の指令を仰ぐも繁縛なるべし。故に高級市制法の制定を見、東京大阪の如き大都市を普通市制より取除かる、を得ば、此の地方長官の許可認可權をも賛成す。其れまでは現行法を持統するを得策とす。又三級制度を保存するが如きも、全くの旧思想なり。一律平等に参政權を有せしめ、選挙も簡単にせば可なり。議員の半数改選も徒らに選挙騒ぎを繰返さしむるに過ぎず。全部改選大に可なり。要するに今回の改正

法案は、半ば進歩し、半ば退歩す。其の退歩の点を改め、盡く進歩せしめば之を通過するも可なり。唯法は人に由つて活き、人に由つて死す。市民さへ自治の能力を有せば現行法にても、十分に活用するを得べし。

(3) 「市制改正案——市参事会権限変更の利害——」(『大阪毎日新聞』明治四四年三月四日)

市制改正案

市参事会権限変更の利害

今回議会に提出せられたる市制改正案については吾輩大体において賛意を表せんとするものなり。

然れども本案の眼目とする所の市参事会の権限変更、即ち従来市参事会の執行機関たりしを改めて諮問機関とせんとするの一事については、吾輩必ずしも其可なるを信ずる能はず。市参事会を以て一の諮問機関とすることは

(一) 市長をして責任を重からしめ自ら進んで市政料理の手腕を振はしむるの利益あり (二) 市長も市参事会の一人として或は互に責任を転嫁せんとし或は各種の情実に牽かれて小田原評議に曠日彌久するの止むを得ざるに至り為に市政の不振渋滞を來すの弊を避け得るの利益あり (三) 市長も市参事会の一人として人情独り挺然として別異なる能はず相率ゐて腐敗事件に係し終に市政全体の腐敗を來すが如き危険に陥るを防止し得るの利益あり。而して此の如き弊害は今日まで盛に現れたる事実にして、最も矯正の必要を感じたる所なれば、此点よりすれば今回の改正は極めて機宜に適し時弊に中せるの観あれども、然れども又翻つて他の一方より考ふる時は (一) 市参事会をして諮問機関たらしむるは市長の独断専行を促すものにして市長専横の弊は之より生じ來らん、是れ自治を變じて專制とするものにして自治制の上における一の退歩なり (二) 市参事会をして諮問機関たるに止ま

らしむれば、責任転嫁の為に、情実纏綿の為に、逡巡するの要なく、市長はテキパキと其所信を執行し得べけれども、時に偏頗に陥り、時に私情に拘はるの弊を生ぜずといふべからず（三）市参事会をして諮問機関たるに止まらしむれば、市参事会の腐敗を少うし得ることを得んも、絶対に防止し得ざるのみならず、市参事会の腐敗のなくなる代りに市長以下市吏員の腐敗を来すに却て便利なるやも知るべからず。故に単に制度の上より利弊を比較し来れば市参事会の権限のみは、果して現制度非なるか、改正案是なるか、未だ俄に判ずべからざるものあるを知るべし。

要するに制度は末のみ、根本は人にあり。苟くも人を得ずんば如何なる善制良法と雖も其妙処を發揮する能はず、之に反して市民、市会、市参事会に信用ある人物にして相当の手腕を有するもの市長たらんか、現制度と雖も之を運用するにおいて難きを感じざるべく、又其運用上に自然の妙処を示し得べし。市政の弊事多くして満足し難きもの、みなるが如きは市長其人を得ずして些々たる情実をすら断つの勇氣もなきものが其位置にあると市民が公聴に欠け且自治の本義を解せず又之に慣熟せざるとの因果のみ。自治行政には英国流あり、仏国流あり、独逸式あり、各々一ならずと雖も、又各々其特色を有し、形式の上、理論の上においては、彼此多少の長短ありと雖も、事実の上においては、其間必ずしも軒輊あるものにあらず、優劣は甲乙丙何れにもあり、未だ一概に此を以て彼に比して大徑庭ありといふべからざるなり。所謂これ人ありて事あるものにして、制度運用の中心的人物たる市長と之を輔佐する吏僚との得喪適否によりて市の行政の得喪、適否、伸縮を現はし来るに外ならざるなり。故に吾輩をして言はしむれば、市参事会の権限変更の如きは、必ずしも之を急務と認めず、改正案実施せらる、も市長、市吏員にして優良のものを得ずんば、不振、腐敗に対して同一歎を繰返さんのみ、唯其形の聊か異り来るに過ぎざるべしとするなり。若しソレ市長の任期短縮、参与の設置、市議員選挙法改正の如きに至つては、

蓋し之を改正するにおいて益あるべきなり。

以上、三つの市制改正意見は、市参事会制の問題を中心に、都市行政の実状から政府の市制改正案を批判的に検討している。次に、それぞれの内容を検討してみたい。

[注]

(1) ここで紹介する三つの論説の原文には、すべての漢字にルビがつけられているが、読みやすくするために、すべてのルビを省略したことをお断わりしておきたい。

